

# 被災者住宅再建ガイドブック



陸前高田市

平成29年12月発行

# 目次

## 支援制度一覧

住宅の建設又は購入をご検討の被災者のみなさま ..... 1

住宅の補修又は改修をご検討の被災者のみなさま ..... 3

住宅再建支援・補助制度 ..... 5

お金を借りる場合 ..... 19

住宅再建に関わる税金の免除 ..... 22

復興事業の制度紹介 ..... 25

災害公営住宅について ..... 27

工務店をお探しの方へ ..... 29

F P相談について ..... 30

陸前高田市役所窓口一覧 ..... 31



# 支援制度一覽



## ◆住宅の建設又は購入をご検討の被災者のみなさま

区分	制度 No.	支援制度（建設・購入）		制度概要	補助上限額（万円）	参照 ページ
建物 本体	1	被災者生活再建 支援金	基礎支援金	住宅の被害程度と世帯構成 に応じて支給	37.5~100	5
			加算支援金	住宅の再建方法に応じて支 給	150~200	5
	2	被災者住宅再建支援事業費補助金		住宅を建設又は購入する費 用の一部を補助	75~200	6
	3	復興住宅新築等 支援事業補助金	バリアフリー対応住宅	高齢者等配慮対策等級3以 上を満たす住宅への補助	40~90	7
			県産材使用住宅	県産材を10㎡以上使用す る住宅への補助	20~40	7
4	地域材利用促進事業費補助金		気仙地域の木材を5㎡以上 使用する住宅・店舗及び事務 所への補助	1㎡あたり2万円 （上限50万円）	8	
設 備	5	岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金		太陽光発電システム設置費 等の一部を補助	1kwあたり2万円 （最大19.9万円）	8
	6	新エネルギー設 備導入促進事業	住宅用太陽光発電 システム	太陽光発電システム設置費 等の一部を地域商品券で助 成	1kwあたり3万円 （上限10万円）	9
			木質バイオマス エネルギー利用設備	ペレットストーブ・薪ストー ブの設置費用の一部を地域 商品券で助成	設置費用の1/2 （上限10万円）	9
			その他の再生可能エネル ギー利用発電システム	水力風力発電等の設備費の 一部を地域商品券で助成	1kw当たり3万円 （上限10万円）	9
	8	住宅再建道路工事支援事業補助金		道路工事費の一部を補助	300	10
	9	住宅再建等水道工事費補助金		水道工事費の一部を補助	200	11
	10	浄化槽設置整備事業補助金		浄化槽工事費の一部を補助	53.2~88.8	11
	11	住宅再建等排水設備設置工事支援金		下水道接続工事費に対する 支援	4	12
宅 地	7	住宅再建敷地造成支援事業補助金		敷地造成工事費の一部を補 助	50	10
	12	被災宅地復旧工事費補助金		被災宅地の復旧工事費の一 部を補助	200	12

区分	制度 No.	支援制度（建設・購入）	制度概要	補助上限額 （万円）	参照 ページ
利子補給	16	被災住宅再建の住宅ローンへの補助金 （建設・購入・既住住宅）	【建設・購入】 金融機関から借り入れた債務の利子額を補助 （上限 250 万円） 【既住住宅】 被災した住宅のローンについて、新規住宅ローン の借入月から最大 5 年間分の利子額を補助		16
	18	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 （利子補給）	災害危険区域に指定された地域 から、自分で用意した土地に個 別に移転する方に対する利子補 給	建設・購入 457 土地購入 206 土地の造成 59.7	17
	19	防災集団移転促進事業関連補助金 （利子補給）	市が整備する住宅団地におい て、住宅の建設・購入・土地造 成・土地購入を行う移転者に対 する利子補給	建設・購入 457 土地購入 206 土地の造成 59.7	18
引越費用・除去費用	17	住宅移転支援事業補助金	引越費用を補助	10	16
	18	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 （引越費用・除去費用）	災害危険区域に指定された地域 から、自分で用意した土地に個 別に移転する方に対する引越費 用等補助	80.2	17
	19	防災集団移転促進事業関連補助金 （引越費用・除去費用）	市が整備する住宅団地におい て、住宅の建設・購入を行う移 転者に対する引越費用等補助	80.2	18
融資	20	災害復興住宅融資	新築住宅の建設・購入、中古住 宅の購入に関して融資を受ける 際の金利等を優遇	—	19
	21	災害援護資金	被災者の生活立て直しのための 資金を貸付	被害の種類・程度 に応じて 150～350	20
	22	生活福祉資金	被災者の生活復興に向けた必要 な資金の貸付	—	21

区分	制度 No.	支援制度（建設・購入）	制度概要	補助上限額（万円）	参照 ページ
税制優遇	15	住まいの復興給付金制度	消費税の増税分に相当する金額を補助	89.7 （消費税8%時）	15
	23	土地の売却に係る所得税の特例	土地を売却する場合などに係る所得税を控除	—	22
	24	不動産取得税の特例	震災により被災した資産に代わるものと認められる資産を取得した場合の特例	—	22
		固定資産税の特例	—	—	22
	25	資金贈与の贈与税の特例	震災により滅失した住宅に代わる住宅を再建する方が親等から資金援助を受けた場合の特例	—	23
	26	契約書の印紙税の非課税	契約書の作成に係る印紙税の非課税制度	—	23
	27	登記の登録免許税の免除	建物等に係る登記について一定の要件のもと、登録免許税が免除	—	24
	28	住宅ローン控除の特例	震災により滅失した住宅を再建した方の住宅ローン控除について割増しした控除率等が適用される制度	—	24

#### ◆住宅の補修又は改修をご検討の被災者のみなさま

区分	制度 No.	支援制度（補修・改修）	制度概要	補助上限額（万円）	参照 ページ	
建物本体	1	被災者生活再建支援金	基礎支援金	住宅の被害程度と世帯構成に応じて支給	37.5~100	5
			加算支援金	住宅を補修する場合に支給	75~100	5
	4	地域材利用促進事業費補助金	気仙地域の木材を5㎡以上使用して増改築する住宅等への補助	1㎡当たり2万円 （上限50万円）	8	
	13	被災住宅補修等工事費補助金	補修工事	被災住宅（半壊・一部損壊）の10万円以上の補修工事費の一部を補助	30~52	13
			耐震改修工事	被災住宅を耐震基準に適合させる改修工事費の一部を補助	60	13
			バリアフリー改修工事	被災住宅のバリアフリー改修工事費の一部を補助	60	14
			県産材使用改修工事	被災住宅の一定量の県産材を使用する改修・増改築工事費の一部を補助	20	14

区分	制度 No.	支援制度（補修・改修）	制度概要	補助上限額（万円）	参照 ページ	
設備	5	岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金	太陽光発電システム設置費等の一部を補助	1kw 当たり 2 万円 （最大 19.9 万円）	8	
	6	新エネルギー設備導入促進事業	住宅用太陽光発電システム	太陽光発電システム設置費等の一部を地域商品券で助成	1kw あたり 3 万円 （上限 10 万円）	9
			木質バイオマスエネルギー	ペレットストーブ・薪ストーブの設置費用の一部を地域商品券で助成	設置費用の 1/2 （上限 10 万円）	9
			その他の再生可能エネルギー	水力風力発電等の設備費の一部を地域商品券で助成	1kw 当たり 3 万円 （上限 10 万円）	9
	10	浄化槽設置整備事業補助金	浄化槽工事費の一部を補助	53.2～88.8	11	
	11	住宅再建等排水設備設置工事支援金	下水道接続工事費に対する支援	4	12	
	14	住まいるリフォーム支援事業	補修工事など、住宅の機能維持や機能向上のための工事費の一部を地域商品券で助成	工事費用の 1/5 （上限 30 万円）	15	
宅地	12	被災宅地復旧工事費補助金	被災宅地の復旧工事費の一部を補助	200	12	
利子補給	16	被災住宅再建の住宅ローンへの補助金（補修・改修・既住住宅）	【補修・改修】 借入上限 640 万円、利率上限 1 % で当初 5 年間の利子額を補助  【既住住宅】 被災した住宅のローンについて、新規住宅ローンの借入月から最大 5 年間分の利子額を補助	16		
融資	20	災害復興住宅融資	被災住宅の補修に関して融資を受ける際の金利等を優遇	19		
	21	災害援護資金	被災者の生活立て直しのための資金を貸付	被害の種類・程度に応じて 150～350	20	
	22	生活福祉資金	被災者の生活復興に向けた必要な資金の貸付	—	21	
税制優遇	15	住まいの復興給付金制度	消費税の増税分に相当する金額を補助	—	15	
	25	契約書の印紙税の非課税	契約書の作成に係る印紙税の非課税制度	—	23	

※なお、陸前高田市内で被災し市外で住宅を再建する方、陸前高田市外で被災して市内で住宅を再建する方については、受けられる補助の内容が異なる部分がありますのでご注意ください。



# 住宅再建支援・補助制度



## 1 被災者生活再建支援金

**基礎支援金**（申請期限：平成31年4月10日）※国との協議により延長される場合があります

東日本大震災により居住する住宅が損壊した世帯に、被害の程度と世帯構成に応じて支援金が支給されます。

支給金額	住家の状況	複数世帯	単身世帯
	全壊	100万円	75万円
	解体	100万円	75万円
	長期避難	100万円	75万円
	大規模半壊	50万円	37.5万円
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 災証明書（原本） <input type="checkbox"/> 住民票（原本） <input type="checkbox"/> 申請者（世帯主）の預金通帳 <b>【解体の場合】</b> <input type="checkbox"/> 滅失登記簿謄本又は公的な解体証明書等		

※解体は、半壊・大規模半壊・敷地被害のあった場合に限ります。

**加算支援金**（申請期限：平成31年4月10日）※国との協議により延長される場合があります

東日本大震災により居住する住宅が全壊・解体または大規模半壊した世帯が、住宅を再建する場合に支援金が支給されます。

支給金額	再建方法	複数世帯	単身世帯
	建設・購入	200万円	150万円
	補修	100万円	75万円
	賃借（公営住宅以外）	50万円	37.5万円
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 建物を新築・購入・補修・賃借する際の契約書（土地売買のみの契約書は不可） <input type="checkbox"/> 申請者（世帯主）の預金通帳		

※上記「基礎支援金」の受給者が申請できます。

※「建設・購入」と「補修」の併用はできません。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入または補修する場合は、賃借の支給額を差し引いた額を支給します。

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟1階 電話 0192-54-2111



## 2 被災者住宅再建支援事業費補助金



申請期限：平成31年3月31日 ※県との協議により延長される場合があります

東日本大震災により居住する住宅が全壊又は解体した世帯が、陸前高田市内で住宅を再建する場合に補助金が支給されます。

補助金額	被災場所	複数世帯	単身世帯
	岩手県内で被災	200万円	150万円
	岩手県外で被災	100万円	75万円
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> (公財) 都道府県会館から届く被災者生活再建支援金支給通知書 <input type="checkbox"/> 申請者(世帯主)の印鑑		

※県内他市町村で住宅を再建する場合、再建地での申請となり、補助額は市町村によって異なります。

※基礎支援金を大規模半壊で受給された方はご相談ください。

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟1階 電話 0192-54-2111



### ポイント①

加算支援金及び住宅再建支援事業費補助金については、被災当時の世帯ごとに支援金・補助金が支給されます。

#### 《具体的な例》

被災当時：親世帯と子世帯で別々の世帯  
震災後：一戸の住宅を建てて同居



親子それぞれの世帯で支援金・補助金を受給できます。

(ただし、他の補助金では異なる取り扱いをする場合もあります。)



### 3 復興住宅新築等支援事業補助金



#### バリアフリー対応住宅（申請期限：平成31年3月31日）※県との協議により延長される場合があります

東日本大震災によって、居住用の住宅を滅失又はやむを得ず解体した方が、住宅性能評価制度における「高齢者等配慮対策等級3※」を満たした住宅を新築・購入した場合、住宅の床面積に応じて補助金が支給されます。

補助内容	床面積		補助金額
	75㎡未満		40万円
	75㎡以上 120㎡未満		60万円
	120㎡以上		90万円
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 住宅性能評価書又は基準適合証明（高齢者等配慮対策等級3※） <input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 滅失若しくは解体状況写真、又は居住不能を証する書類 <input type="checkbox"/> 建築確認済証及び建築確認申請書、並びに平面図 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書又は住宅購入契約書 <input type="checkbox"/> 完成写真（全景及び主な基準適合箇所を確認できるもの）		

※高齢者等配慮対策等級3を満たしていることを証明するため、(財)岩手県建築住宅センター（電話019-623-4420）が「バリアフリー基準適合証明」を有料で発行しています。

#### 県産材使用住宅（申請期限：平成31年3月31日）※県との協議により延長される場合があります

東日本大震災によって、居住用の住宅を滅失又はやむを得ず解体した方が、岩手県産木材を使用した住宅を新築・購入した場合、使用した岩手県産木材の量に応じて補助金が支給されます。

補助内容	県産材使用量		補助金額
	10㎡以上 20㎡未満		20万円
	20㎡以上 30㎡未満		30万円
	30㎡以上		40万円
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 岩手県産材産地証明書※ <input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 滅失若しくは解体状況写真、又は居住不能を証する書類 <input type="checkbox"/> 建築確認済証及び建築確認申請書 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書又は住宅購入契約書 <input type="checkbox"/> 完成写真（全景）		

※岩手県産木材であることを証明するため、岩手県産材認証推進協議会（電話019-606-7005）が「岩手県産材産地証明書」を発行しています。

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟1階 電話0192-54-2111



## 4 地域材利用促進事業費補助金

気仙地域（陸前高田市・大船渡市・住田町）の森林で伐採された木材を 5 m<sup>3</sup>以上使用して、延べ床面積 50 m<sup>2</sup>以上の木造住宅、店舗及び事務所を新築又は増改築する場合、使用した地域材の量に応じて補助金が支給されます。

補助内容	地域材使用量	補助金額
		1 m <sup>3</sup> あたり
(25 m <sup>3</sup> ・50 万円を上限とします)		
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 岩手県産材産地証明書（地域材であることが確認できるもの） <input type="checkbox"/> 建築確認済証（増改築の場合、工事の契約書） <input type="checkbox"/> 地域材の使用箇所を示す図面（平面図、立面図） <input type="checkbox"/> 地域材出荷証明書 【工事が完了している場合】 <input type="checkbox"/> 地域材使用証明書 <input type="checkbox"/> 完成写真（地域材使用部分・2 方向から撮った全景、各 1 枚）	

※前項「3 復興住宅新築等支援補助金（県産材使用住宅）」との併用も可能です。

お問い合わせ先 農林課 林政係 4号棟2階 電話 0192-54-2111

## 5 岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金



申請期限：平成 30 年 3 月 9 日 ※延長される場合があります

東日本大震災の被災者が、新たに太陽光発電システムを設置する場合に経費の一部について、岩手県から補助金が支給されます。

補助対象	東日本大震災により、自ら居住していた家屋や事務所等に半壊以上の被害を受けた個人・法人若しくは災害公営住宅(戸建)に居住する個人
補助金額	1 kwあたり 2 万円（上限 1 9. 9 万円） ※最大出力 1 0 kw 未満が対象

※次項「6 新エネルギー設備導入促進事業（住宅用太陽光発電システム）」との併用も可能です。

お問い合わせ先 岩手県環境生活部環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策担当  
電話 019-629-5273

岩手県ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/>

（トップページ→「暮らし・環境」→「環境政策」→「新エネルギー・省エネルギー」）



## 6 新エネルギー設備導入促進事業

### 住宅用太陽光発電システム（申請期限：平成31年3月8日）

市内の住宅及び事業所に、公称最大出力が10kw未満で、未使用の太陽光発電システムを設置する方に設置費用を助成します。原則として、助成決定後に、工事に着手してください。

助成金額	1kw当たり3万円（上限10万円） ※陸前高田地域共通商品券で助成
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 助成申請書（※ホームページからダウンロードできます。） <input type="checkbox"/> 設備の概要が分かる書類 <input type="checkbox"/> 設置予定場所の位置図 <input type="checkbox"/> 現況が分かる写真 <input type="checkbox"/> 設置に要する経費の内訳が分かる書類

### 木質バイオマスエネルギー利用設備（申請期限：平成31年3月8日）

市内の住宅及び事業所に、未使用のペレットストーブ・薪ストーブ（二次燃焼機能有）を設置する方に設置費用を助成します。原則として、助成決定後に、工事に着手してください。

助成金額	1台あたり設置に要した経費の2分の1（上限10万円） ※陸前高田地域共通商品券で助成
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 助成申請書（※ホームページからダウンロードできます。） <input type="checkbox"/> 設備の概要が分かる書類 <input type="checkbox"/> 設置予定場所の位置図 <input type="checkbox"/> 現況が分かる写真 <input type="checkbox"/> 設置に要する経費の内訳が分かる書類

### その他の再生可能エネルギー利用発電システム

（申請期限：原則 平成31年3月8日）

市内の住宅及び事業所に、風力・水力を利用した未使用の発電システムを設置する方に設置費用を助成します。原則として、助成決定後に、工事に着手してください。

助成金額	1kw当たり3万円（上限10万円） ※陸前高田地域共通商品券で助成
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 助成申請書（※ホームページからダウンロードできます。） <input type="checkbox"/> 設備の概要が分かる書類 <input type="checkbox"/> 設置予定場所の位置図 <input type="checkbox"/> 現況が分かる写真 <input type="checkbox"/> 設置に要する経費の内訳が分かる書類

お問い合わせ先 地域福祉課 生活安全係 2号棟1階 電話0192-54-2111

## 7 住宅再建敷地造成支援事業補助金



申請期限：平成31年3月31日

東日本大震災により居住する住宅を失った方が、防災集団移転や土地区画整理事業によらず、自ら居住するための住宅を建設又は購入した場合に、敷地造成費用（地盤の整地・擁壁の設置等）を補助します。

補助金額	上限額 50万円
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 従前地の滅失若しくは解体状況写真、又は居住不能を証する書類 <input type="checkbox"/> 造成した敷地の状況写真、再建地が分かる地図 <input type="checkbox"/> 新宅地の所有者が分かる書類 （登記簿、地目が農地の場合は農地転用許可証・許可指令書） <input type="checkbox"/> 店舗・作業場との併用住宅の場合、居住用面積のわかる書類 【震災後に自身の発注に基づき造成した場合】 <input type="checkbox"/> 造成工事費用の明細書及び領収書 <input type="checkbox"/> 工事計画書・図面 【造成工事を終えた宅地を震災後に購入した場合】 <input type="checkbox"/> 土地売買契約書 <input type="checkbox"/> 領収書

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟1階 電話 0192-54-2111

## 8 住宅再建道路工事支援事業補助金



申請期限：平成31年3月31日

自力で宅地造成を行い、既存道路から敷地までの道路工事及び用地取得の経費を補助します。民間開発によって整備された道路も、道路に係る工事費等を受益面積に応じて補助します。

補助金額	上限額 300万円
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 工事見積書（工事が完了していれば請求書も必要となります） <input type="checkbox"/> 位置図及び施工図 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 住宅建築に係る契約書 【道路用地を購入した場合】 <input type="checkbox"/> 土地売買契約書 <input type="checkbox"/> 領収書

※工事を行う道路構造には一定の基準がありますので、事前にご相談ください。

お問い合わせ先 建設課 道路河川係 4号棟1階 電話 0192-54-2111



## 9 住宅再建等水道工事費補助金

申請期限：平成31年3月31日

東日本大震災により居住する住宅を失った方が、防災集団移転や土地区画整理事業によらず、一戸建ての住宅を新築又は購入する場合、既存配水管から敷地の第1止水栓までの給水管布設工事、安定給水のためのポンプや受水槽の設置工事、給水区域外の井戸などの自家用水道工事に要した費用を補助します。

補助金額	上限額 200万円
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 住宅建築又は購入に係る契約書 <input type="checkbox"/> 補助金対象経費の見積書 <input type="checkbox"/> 住宅の位置図及び配置図 <input type="checkbox"/> 給水管布設平面図及び立面図（自家用水道の場合は、施工図） <input type="checkbox"/> 公図

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟1階 電話 0192-54-2111



## 10 浄化槽設置整備事業補助金

申請期限：平成31年3月31日

自ら居住する個人住宅に、浄化槽を設置する場合、規模に応じて経費の一部を補助します。東日本大震災の浸水区域からの移転の場合、補助金額が加算されます。

補助内容	規模		補助金額（浸水区域からの移転の場合）	
		130㎡以下	5人槽	502,000円
	131㎡以上	7人槽	641,000円	(681,000円)
	2世帯住宅	10人槽	838,000円	(888,000円)
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書 （申請書に添付する書類が必要となります。） <input type="checkbox"/> り災証明書（津波により自ら居住する住宅が被災したと認められる方）			

お問い合わせ先 都市計画課 下水道係 3号棟1階 電話 0192-54-2111

## 11 住宅再建等排水設備設置工事支援金



申請期限：平成31年3月31日

東日本大震災により居住する住宅を失った方などが、下水道処理区域内で住宅を再建する場合、下水道へ接続する排水設備設置工事に対して、支援金を交付します。

支援金額	一律 4万円
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 住宅再建等排水設備設置工事支援金交付申請書 (工事前に排水設備計画確認申請の提出が必要となります) <input type="checkbox"/> 罹災証明書(全壊、大規模半壊、半壊した方)

※下水道の公共ますへ接続する工事は市指定の工事店以外では行うことができません。

お問い合わせ先 都市計画課 下水道係 3号棟1階 電話0192-54-2111

## 12 被災宅地復旧工事費補助金



申請期限：平成31年3月31日

東日本大震災により居住する宅地が被害を受け、被災者自らが居住する宅地を修復する場合に補助金が支給されます。(ただし、工事費が20万円以上のものに限りです。)

補助金額	工事費の1/2以内の金額 (1宅地あたりの上限額 200万円)
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 工事費の明細書(工事が完了していれば領収書も必要となります) <input type="checkbox"/> 現地図 <input type="checkbox"/> 宅地の被災状況写真(工事が完了していれば完成写真も必要となります) <input type="checkbox"/> 復旧工事計画図 <input type="checkbox"/> 被災宅地の所有者が分かる書類(登記簿、固定資産税明細書等) <input type="checkbox"/> 申請者(世帯主)の印鑑

※宅地を震災前の状態に復旧する工事が対象であり、従前以上の高さに嵩上げする工事などは対象外です。

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟1階 電話0192-54-2111



# 13 被災住宅補修等工事費補助金



## 補修工事（申請期限：平成31年3月31日）

東日本大震災により半壊・一部損壊の被害を受けた住宅を補修する場合に補助金が支給されます。（ただし、工事費が10万円以上のものに限りです。）

補助内容	対象となる工事	補助金額
		半壊
	一部損壊	工事費の1/2以内の金額 (上限額 30万円)
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 改修計画図その他改修方法を示す図書 <input type="checkbox"/> 被災箇所の施行前写真（工事が完了していれば完成写真も必要となります） <input type="checkbox"/> 補修工事費の明細書（工事が完了していれば領収書も必要となります） <input type="checkbox"/> 申請者（世帯主）の印鑑	

※「1 被災者生活再建支援金（基礎支援金）（加算支援金）」の対象外で、市の応急修理制度を利用していない方が申請できます。

## 耐震改修工事（申請期限：平成31年3月31日）

東日本大震災により一部損壊以上の被害を受けた住宅を、現在の耐震基準に適合させるための改修工事に対して補助金が支給されます。

補助金額	工事費の1/2以内の金額 (上限額 60万円)
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 耐震診断及び改修設計フロー <input type="checkbox"/> 現状の構造耐力を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事計画を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 改修工事費の明細書 （工事が完了していれば完成写真、領収書も必要となります） <input type="checkbox"/> 申請者（世帯主）の印鑑

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟1階 電話 0192-54-2111



## バリアフリー改修工事（申請期限：平成31年3月31日）

東日本大震災により一部損壊以上の被害を受けた住宅を、高齢者や障がい者が暮らしやすいよう、手すりの取付け、床等の段差解消、すべり防止の床材変更、引き戸等への扉変更、洋式便座への取替え等の改修工事に対して補助金が支給されます。

補助金額	工事費の1/2以内の金額 (上限額 60万円)
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 設計図書、施行箇所の見取図 <input type="checkbox"/> 施行前写真（工事が完了していれば完成写真も必要となります） <input type="checkbox"/> 工事費の明細書（工事が完了していれば領収書も必要となります） <input type="checkbox"/> 申請者（世帯主）の印鑑

## 県産材使用改修工事（申請期限：平成31年3月31日）

東日本大震災により一部損壊以上の被害を受けた住宅の工事で、岩手県産木材を0.5㎡以上又は1㎡当たり0.04㎡以上使用する改修・増改築工事に対して補助金が支給されます。

補助金額	工事費の1/2以内の金額 (上限額 20万円)
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 岩手県産材産地証明書 <input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 設計図書、施行箇所の見取図 <input type="checkbox"/> 費用の見積書又は明細書（工事が完了していれば領収書も必要となります） <input type="checkbox"/> 申請者（世帯主）の印鑑

※このほか、気仙地域（陸前高田市、大船渡市、住田町）の森林（国有林を除く）で伐採された木材を5㎡以上使用して増改築した場合は、「4 地域材利用促進事業費補助金」も申請できます。

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟1階 電話 0192-54-2111

## 14 住まいるリフォーム支援事業



申請期限：平成30年2月28日 ※延長される場合があります

補修工事など、住宅の機能維持や機能向上のための工事で、自己負担額が50万円以上のものに対して地域商品券により助成します。

助成金額	工事費（自己負担額）の1/5以内の金額 （上限額 30万円）
助成対象	「1 被災者生活再建支援金（加算・補修）」又は「13 被災住宅補修等 工事費補助金（補修）」の申請者のうち、該当する方に案内を送ります。

※建築設備単体の交換や外構工事などは対象になりません。

※被災者の住宅補修に限っては市内業者の要件を除外しています。

お問い合わせ先 建設課 住宅推進係 4号棟1階 電話 0192-54-2111

## 15 住まいの復興給付金制度



申請期限：平成33年12月31日までに引き渡しを受けた住宅が対象

（※引き渡し後1年以内に申請してください）

東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時の所有者が、引き上げ後の消費税率が適用される時期に、新たに住宅を建築・購入し、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることが出来る制度です。

制度の内容、申請対象等はホームページまたはコールセンターでご確認ください。

給付金額（消費税8%の場合）

建設・購入の場合 再取得住宅の床面積（最大175㎡まで）× 5,130円 × 再取得住宅の持分割合  
補修の場合 り災状況や補修工事費に応じた給付

お問い合わせ先 住まいの復興給付金事務局 0120-250-460

住まいの復興給付金事務局ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

※住まいの復興給付金制度の対象外の方でも、「すまい給付金」の対象となる可能性があります。詳しくは、すまい給付金事務局（電話 0570-064-186）までお問合せください。

住まいの復興給付金の申請書は被災者支援室（電話 0192-54-2111）の窓口で配布しています。

### ポイント②

補修で申請する場合、補修した箇所の補修前の写真が無いと、住まいの復興給付金が受給出来なくなることがあります。さらに、他の補修・改修関連の補助申請手続をスムーズに進めるためにも、補修・改修前の写真撮影は必ず行うようお願いいたします。

# 16 被災住宅再建の住宅ローンへの補助金



申請期限：平成31年3月31日

内 容	住宅新築・購入資金の住宅ローン (土地区画整理事業施行区域等住宅債務支援事業補助金)	東日本大震災により居住する住宅を喪失した世帯に、住宅再建に係る住宅ローンの利子相当額(上限額：250万円、利率8.5%)を補助します。 ※18 かけ地近接等危険住宅移転事業(個別移転)、19 防災集団移転促進事業に該当する方は対象となりません。
	住宅補修資金の住宅ローン (被災住宅債務利子補給補助金)	東日本大震災により居住する住宅が損壊した世帯(一部損壊以上)に、住宅補修に係る住宅ローンの当初5年間の利子相当額(上限：借入額640万円、利率1%)を補助します(半年ごとの償還交付)。
	被災住宅に係る既往住宅ローン (被災住宅債務利子補給補助金)	新しい住宅ローンを組む際に、被災住宅の住宅ローンを既往ローンとして、新規住宅ローンの借入月から最大5年間の利子相当額(新たな借入額が上限)を補助します。
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 住宅の新築・購入に係る契約書等 <input type="checkbox"/> 金融機関との金銭消費貸借契約書 <input type="checkbox"/> 償還予定表 <input type="checkbox"/> 既往住宅ローンの返済残額を証明する書類(既往住宅ローンがある場合) <input type="checkbox"/> 申請者(世帯主)の印鑑	

※住宅再建について、補助の対象となるのは住宅建設費です。ローンの借入金額に建設費以外の費用(土地購入代、造成費等)が含まれている場合、建設費以外の部分は補助の対象となりません。

※中古物件を購入した場合は、家屋分の契約金額が明確にわかる書類を添付してください。

※既往住宅ローン分は、新規住宅ローン分と合わせて申請してください。

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟1階 電話 0192-54-2111

# 17 住宅移転支援事業補助金



申請期限：平成31年3月31日

東日本大震災により居住する住宅が半壊以上の被害を受けた世帯が、市内に再建した住宅へ移転する費用として10万円を補助します。

申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 預金通帳・申請者(世帯主)の印鑑
----------	---

※申請前に市民課において住所変更の手続きが必要です。

※18 かけ地近接等危険住宅移転事業、19 防災集団移転促進事業に該当する方は対象となりません。

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟1階 電話 0192-54-2111

# 18 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金



申請期限：平成31年3月31日

※平成31年3月31日までに住宅が完成し、実績報告を完了させる必要があります

東日本大震災発生時に浸水区域に居住していた世帯が(※1)、災害危険区域指定後に安全な土地へ個別に(※2)住宅を再建する場合に、①危険住宅の除却費等(引っ越し費用等)及び②建設助成費(新たな住宅の建設・購入のために金融機関等から融資を受けた場合の利子相当額)に対して補助金が支給されます。

なお、災害危険区域の指定前に住宅再建に係る一切の契約(建築工事・土地付建売住宅の売買契約等)や工事の着工を行っていた場合、また、(災害)公営住宅や民間賃貸住宅(みなし仮設住宅を除く)に入居した後に住宅再建を行う場合は、補助対象となりません。

先に(1)災害危険区域の指定及び(2)補助金の交付申請を行い、市の補助金交付が決定した後に、契約等の正式な手続きに着手するようご注意ください。

※1 高田地区・今泉地区土地区画整理事業区域内を除く。 ※2 防災集団移転を除く。

申出に必要なもの	
(1) 災害危険区域の指定	<input type="checkbox"/> 申出地に係る登記事項証明書 (※陸前高田市は個別指定です。各種契約前にお申出ください。)

(2) 補助金の交付申請			
① 危険住宅の除却費等	移転元地からの引っ越し、危険住宅除去(撤去費・動産移転費・跡地整備費等)に要する費用の実費分を補助		
	申請に必要なもの	補助上限金額	
	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 危険住宅及び移転先の位置図 <input type="checkbox"/> 危険住宅状況写真(家屋がない場合は、従前地の現在の写真で可) <input type="checkbox"/> 経費内訳(撤去費・動産移転費・跡地整備費等)の見積・明細書	一戸当たり 80.2万円	
② 建設助成費	新たな住宅の建設又は購入(これに必要な土地の購入を含む)のため、金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額に対する補助(利率の上限は8.5%)		
	申請に必要なもの	補助上限金額	
	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 危険住宅及び移転先の位置図 <input type="checkbox"/> 危険住宅状況写真(家屋がない場合は、従前地の現在の写真で可) <input type="checkbox"/> 融資対象となる経費(新築住宅・土地購入・造成費)の見積明細書 <input type="checkbox"/> 融資申込書 ・ 融資償還予定表	建物	457万円
		土地	206万円
		造成	59.7万円

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟1階 電話 0192-54-2111

# 19 防災集団移転促進事業関連補助金



申請期限：平成 32 年 7 月 31 日

防災集団移転促進事業に基づいて設定された移転促進区域内から、移転促進区域外の市内に集団で移転し、住宅を再建する方に対し、①危険住宅の除却費等(引っ越し費用等)及び②建設助成費(新たな住宅の建設・購入のために金融機関等から融資を受けた場合の利子相当額) について補助金が支給されます。

① 危険住宅の 除却費等	移転元地からの引っ越し、危険住宅除去(撤去費・動産移転費・跡地整備費等)に要する費用の実費分を補助								
	申請に必要なもの		補助上限金額						
	<input type="checkbox"/> 残存物の撤去等に要する経費の見積書 <input type="checkbox"/> 残存物撤去前の写真 <input type="checkbox"/> 引っ越し(仮設→新居)にかかる見積書		一戸当たり 80.2万円						
	実績報告に必要なもの								
	<input type="checkbox"/> 残存物の撤去等に要した経費の請求書・領収書 <input type="checkbox"/> 残存物撤去後の写真 <input type="checkbox"/> 住所変更後の住民票【引っ越しの場合】								
② 建設助成費	新たな住宅の建設又は購入、用地取得、用地造成のため、金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額に対する補助 (利率の上限は8.0%)								
	申請に必要なもの		補助上限金額						
	<input type="checkbox"/> 危険住宅に居住していたことが分かる書類(り災証明書など) <input type="checkbox"/> 融資対象となる経費(新築住宅・土地購入・造成費)の見積明細書、契約書 <input type="checkbox"/> 融資申込書 <input type="checkbox"/> 融資償還予定表		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>457万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>206万円</td> </tr> <tr> <td>造成</td> <td>59.7万円</td> </tr> </tbody> </table>	建物	457万円	土地	206万円	造成	59.7万円
	建物	457万円							
	土地	206万円							
造成	59.7万円								
実績報告に必要なもの									
<input type="checkbox"/> 融資契約書 <input type="checkbox"/> 融資償還予定表 <input type="checkbox"/> 住宅建設等にかかる領収書 <input type="checkbox"/> 移転先住宅の写真 <input type="checkbox"/> 確認済証・検査済証 <input type="checkbox"/> 住所変更後の住民票									

お問い合わせ先 被災者支援室 4号棟 1階 電話 0192-54-2111





# お金を借りる場合



## 20 災害復興住宅融資

受付期間：平成 33 年 3 月 31 日

被災した住宅を再建、購入又は補修する場合や、宅地を復旧する場合に、住宅金融支援機構が行う融資制度です。

### 【融資対象・融資限度額】

	対象被害程度	基本融資限度額	特例加算限度額
建設	全壊・大規模半壊・半壊 (り災証明の交付が必要)	(建設資金) 1,650 万円 (土地取得) 970 万円	510 万円
購入		2,620 万円	
補修	住宅に 10 万円以上の被害を受けた場合 (り災証明の交付が必要)	730 万円	
敷地資金	建設・補修時に、併せて宅地を整地する場合 宅地のみ被害が生じた場合	440 万円	230 万円

### 【返済額への金利引き下げ措置等】

	融資金利の引き下げ	元金据置期間の延長
建設・購入	当初 5 年間 0%	最長 5 年間 (返済期間を元金据置期間分延長できます)
補修	当初 5 年間 1%	最長 1 年間 (返済期間は延長できません)

- ・親孝行ローン： 60 歳以上の親（父母・祖父母等）が住むための住宅を建設、購入又は補修する場合は親孝行ローン（子が借入の債務者）を申し込むことができます。
- ・親子リレー返済： 通常は融資の申込人が 80 歳となる日まで返済が完了するように返済期間を設定する必要がありますが、子・孫等を後継者として申し込みすると、申込人の年齢にかかわらず後継者の年齢で返済期間を設定できます。

お問い合わせ先 住宅金融支援機構お客様コールセンター(災害専用ダイヤル)  
0120-086-353 (フリーダイヤル) または 048-615-0420  
(受付 9:00~17:00) ※土日も営業しています。(祝日を除く)

## 21 災害援護資金



申請期限：平成30年3月31日 ※国との協議により延長される場合があります

東日本大震災により世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯のうち、所得が定められた基準未満の世帯に対し、生活立て直しのための「災害援護資金」を貸し付けます。

### 【貸付限度額】

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり
家財および住居に損害なし	—	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊・大規模半壊	170万円（250万円）	270万円（350万円）
住居の全壊	250万円（350万円）	350万円
住居の全体が滅失、流失等	350万円	

※被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざる得ない場合など、特別な事情がある場合には( )内の額となります。

### 【利率等】

	内容
保証人	連帯保証人を立てる場合：無利子
貸付利率	連帯保証人を立てない場合：年利1.5%（据置期間は無利子）
据置期間	6年（特別な事情がある場合は8年）
償還期間	13年（据置期間を含む）
償還方法	年賦または半年賦、元利均等償還（繰上げ償還可）

お問い合わせ先 保健課 2号棟1階 電話 0192-54-2111



## 22 生活福祉資金



生活福祉資金を無利子又は低利子で借り入れることができます。

対 象：低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等

連帯保証人：原則として必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも借り受け可能です。

### <福祉資金 福祉費（生活復興支援資金）> （活用例）

	一時生活支援費	生活再建費	住宅補修費
貸付内容	生活の復興の際に必要な当面の生活費	住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用	住宅補修等に必要な費用
貸付上限	複数世帯：月 20 万円以内 単身世帯：月 15 万円以内	80 万円以内	250 万円以内
据置期間	最終貸付日から 2 年以内		
償還期限	据置期間経過後 20 年以内（貸付金額に応じて設定）		
貸付対象	東日本大震災で被災した低所得世帯		
連帯保証人	原則として必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも借入れ可能		
利 率	連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年利 1.5%		

※上記のほか、求職中の低所得世帯を対象として生活費等を貸し付ける総合支援資金や、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象として医療費、介護サービス費、住居移転費等を貸し付ける福祉資金などがあります。

お問い合わせ先 陸前高田市社会福祉協議会 0192-54-5151



# 住宅再建に関わる税の免除



## 23 土地の売却に係る所得税の特例

期限：平成30年12月31日までに売却

震災により住んでいた家屋が滅失し、その敷地を売却等する場合、所得税の減税や控除等の特例があります。

※10年以上住み続けていた敷地を売却し、売却した年の前年から翌年までの3年以内に新たに住宅を取得しており、かつ、売却額より取得額が高い場合、所得が生じなかったとして申告できる「買い換え特例」に該当する場合があります。この特例により申告をしたい場合は、確定申告前に税務署に相談してください。

お問い合わせ先 大船渡税務署 0192-26-3481 (※相談には事前予約が必要です。)

## 24 不動産取得税、固定資産税の特例



期限：平成33年3月31日までに取得

東日本大震災により被災した不動産に代わるものと認められる不動産を取得した場合は、以下の特例があります。

	家屋を取得した場合	左記家屋の敷地となる土地を取得した場合
不動産取得税 【都道府県税】	申請により、被災家屋の床面積分減免されます。	申請により、従前の土地（被災家屋の敷地）面積分減免されます。
固定資産税 【市町村税】	被災家屋の床面積相当分について、家屋の取得・改築後4年度分は1/2、その後2年度分は1/3が減額されます。	被災家屋の敷地面積相当分について、取得後3年度分は住宅用地とみなし、減額されます。

お問い合わせ先

不動産取得税

⇒沿岸広域振興局大船渡地域振興センター（県税室）0192-27-9912

固定資産税

⇒税務課資産税係 1号棟1階 電話0192-54-2111

## 25 資金贈与の贈与税の特例



期間：平成27年1月1日以後の贈与で、平成33年12月31日までに住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合

震災により滅失した住宅に居住していた方で、直系尊属から資金贈与を受け住宅を新築・取得又は増改築をした方は、非課税制度があります。

<次の金額まで非課税>

住宅の区分	非課税金額
一定の省エネ・耐震基準を満たす住宅	1,500万円
上記以外の住宅	1,000万円

※住宅用家屋の取得等に係る契約が、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間に締結され、かつ適用される消費税率が10%の場合、上記の非課税限度額は、それぞれ1,500万円を加算した金額となります。

お問い合わせ先 大船渡税務署 0192-26-3481

## 26 契約書の印紙税の非課税



期間：平成23年3月11日～平成33年3月31日に作成

契約書の作成に係る印紙税の非課税制度があります。

対象：被災した建物が所在した土地を譲渡したり、被災した建物に代わる建物を取得する場合などに、被災者の方が作成する、不動産の譲渡に関する契約書、建設工事の請負に関する契約書

お問い合わせ先 大船渡税務署 0192-26-3481

## 27 登記の登録免許税の免除



期間：平成 23 年 3 月 11 日～平成 33 年 3 月 31 日の登記

被災された方が行う登記に関する登録免許税の免除が受けられます。

対象となる登記：被災した建物を建て替える場合の所有権の保存登記など

お問い合わせ先 大船渡税務署 0192-26-3481

## 28 住宅ローン控除の特例



震災により、自己が所有する住居に居住できなくなった方で、新たに住宅を取得したり自己の住宅を増改築した場合の所得税控除について、借入限度額や控除率が引き上げられています。

※所得税で控除しきれなかった額については翌年度の個人住民税で控除されます。

<特例>

居住年	借入限度額	控除期間	控除率
平成 23 年 1 月～ 平成 24 年 12 月	4,000 万円	10 年間	1.2%
平成 25 年 1 月～ 平成 26 年 3 月	3,000 万円		
平成 26 年 4 月～ 平成 33 年 12 月	5,000 万円		

※この特例は、被災した住宅の住宅ローン控除と重複して適用できます。

お問い合わせ先 大船渡税務署 0192-26-3481



# 復興事業の制度紹介



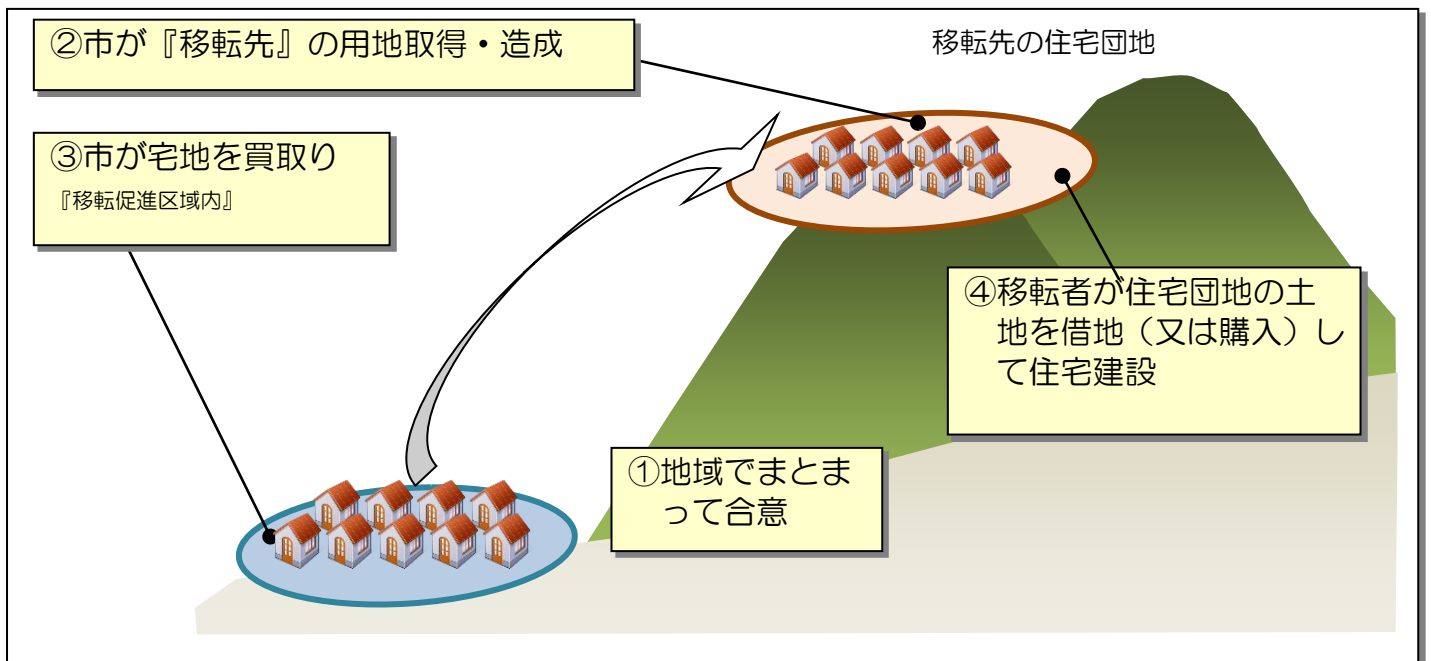
## 防災集団移転促進事業について

### 防災集団移転のイメージ

津波被害にあった区域（移転促進区域）から、市が整備した安全な場所へ集団で移転する事業です。

移転の要件は・・・

- 集落・地区にお住まいの方々の合意が必要です。
- 被災住宅が5戸以上まとまって移転する必要があります。
- 住宅の建設費用は自己負担となります。



※高田高台と今泉高台を除いては、すでに住宅団地の造成工事は完了しており、移転者の都合等により、空き区画が生じた場合には、市の広報等により、被災者を対象として移転希望者を募集する予定です。

お問い合わせ先 復興推進課 4号棟1階 電話 0192-54-2111

# 土地区画整理事業について



## 土地区画整理事業のイメージ

土地区画整理事業とは、土地区画整理法に基づき、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用価値を高める事業です。

地権者の皆様の土地は、公共施設にあわせて地形や形状が改善され再配置されます。この再配置される土地を「換地」といいます。



## 土地区画整理事業施行地区

### ・高田地区

陸前高田市高田町 字 大石沖、砂畑、裏田、川原、森の前、荒町、馬場前、大町、馬場、館の沖の全部

字 中川原、古川、洞の沢、下和野、中田、栃ヶ沢、西和野、中長砂、鳴石、中和野、長砂、大石、東和野、寒風、太田、本宿、山苗代、中宿、並杉、下宿、本丸、大隅の各一部

気仙町 字 奈々切、中堰の各一部

### ・今泉地区

陸前高田市気仙町 字 三本松、的場の全部

字 荒川、田の浜、荒川沢、丑沢、中井、中ヶ谷、川口、内野、町、垂井ヶ沢、町裏、愛宕下、小淵の各一部

お問い合わせ先 市街地整備課 4号棟2階 電話 0192-54-2111



# 災害公営住宅について



## 災害公営住宅への入居

### 第1 募集申込

#### 1 入居者資格

次の(1)から(4)までの要件を全て満たしていること。

(1) ①から③のいずれかに該当する者であること。

① 東日本大震災により住宅を失った者

(全壊、全焼、全流失又は大規模半壊解体、半壊解体)

② 被災地において実施される所定の事業の実施に伴い「移転」が必要となった者

③ 福島原発事故による居住制限者

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(仮設住宅、みなし仮設住宅に居住している等)

(3) 入居申込者及び同居する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」でないこと。

(4) 住宅再建に関する補助金を受領していないこと。

#### 2 申込可能住戸

部屋は、入居者数等に応じて、次のとおり申込みが可能となります。

1DK	単身世帯又は2人世帯
2DK又は3DK	制限なし(但し3DKは人数が多い順に優先)
2DK(車いす対応)	身体障がい者等がいる世帯



## 第2 入居

### 1 家賃

家賃は、入居世帯の所得によることはもとより、建設価格や立地条件等により、団地毎に異なることから、入居時点において決定します。

なお、現時点で想定される、標準的な家賃は次表のとおりであり、月額所得に応じて、家賃は毎年度変動します。

扶養者等控除後の 月額所得（円）	想定家賃（円）			
	1DK (47㎡)	2DK (58.6㎡)	2DK 車いす (66.9㎡)	3DK (72.2㎡)
0	5,300 (1,700)	6,600 (2,100)	7,600 (2,400)	8,200 (2,600)
1~17,250	9,000 (5,100)	11,200 (6,500)	12,900 (7,400)	13,900 (8,000)
17,251~34,500	9,000 (8,600)	11,200 (10,700)	12,900 (12,400)	13,900 (13,300)
34,501~40,000	9,000	11,200	12,900	13,900
40,001~51,750	12,700 (12,100)	15,900 (15,100)	18,100 (17,300)	19,500 (18,600)
51,751~60,000	12,700	15,900	18,100	19,500
60,001~69,000	16,400 (15,500)	20,500 (19,500)	23,400 (22,300)	25,200 (24,000)
69,001~80,000	16,400	20,500	23,400	25,200
80,001~104,000	17,300	21,700	24,800	26,700
104,001~123,000	20,000	25,000	28,600	30,800
123,001~139,000	22,900	28,600	32,700	35,200
139,001~158,000	25,800	32,300	36,900	39,700
158,001~186,000	29,500	36,900	42,100	45,400
186,001~214,000	34,000	42,500	48,600	52,400
214,001~259,000	39,800	49,800	56,900	61,400
259,001~	45,900	57,400	65,700	70,800

※家賃の減免措置がありますので詳しくは建設課管理係までお問い合わせください。

お問い合わせ先 建設課管理係 4号棟1階 電話 0192-54-2111



# 工務店をお探しの方へ



## 住宅再建推進協議会

住宅再建推進協議会は、被災された皆さまの住まいの再建支援を目的として、陸前高田市の支援により、(一社)陸前高田市建設業協会内に設立されました。

住宅再建推進協議会に住宅再建を依頼しますと、間取りや資金の検討から、陸前高田市内の工務店のご紹介、施工までトータルサポートを受けられます。住まいの再建を思い立ったら、まずはご相談ください。

お問い合わせ先

(一社)陸前高田市建設業協会 住宅再建推進協議会 事務所

電話 0192-55-5779

## 復興住宅マッチングサポート



岩手県では復興最盛期を控え、深刻な職人不足、資材不足、工務店や不動産探しの難航が見込まれます。このため住宅の再建を希望する被災者の方が、工務店を円滑に見つけられるよう、また工務店等が工事を円滑に進められるよう「工務店紹介支援」「不動産紹介支援」「職人融通支援」「資材確保支援」を行っています。

お問い合わせ先

岩手県地域型復興住宅推進協議会 事務局 (一社)岩手県建築士事務所協会

電話 019-651-0784



# F P 相談について



県では、沿岸市町村などと連携して、F Pによる出張相談を行っています。  
相談は無料です。お気軽にお問い合わせください。

## F P（ファイナンシャル・プランナー）とは

ファイナンシャル・プランナーは「家庭のホームドクター」とも呼ばれ、家族状況、収入と支出の内容、資産、負債、保険などについてお聞きしながら、今後の生活設計について一緒に考え、様々なアドバイスを行う専門家です。

## F P 相談とは

今後の生活・住まいを検討するためには、住まいを決定する前に、基本生活費、車両費、教育費、保険料など様々な費用を考えた上で住宅に充てることのできる費用を検討するなど、今後の計画をしっかりと設計することが大切です。

生活設計（ファイナンシャル・プランニング）には、専門家（ファイナンシャル・プランナー）のアドバイスを受けましょう。

### お問い合わせ先

#### ◆県合同庁舎でのF P相談（定期）をご希望の方

大船渡地区被災者相談支援センター 電話 0120-937-700(無料)

#### ◆ご自宅などへのF P出張相談をご希望の方

被災者支援室 4号棟 1階 電話 0192-54-2111



# 陸前高田市役所窓口一覧



※陸前高田市役所の電話番号は 0192-54-2111 の一つしかありません。

担当部署、もしくはご用件をお聞きした上で各担当部署に電話をお繋ぎします。

## 住宅再建支援制度、義援金等に関する窓口

被災者支援室 市役所 4 号棟 1 階

## 災害公営住宅についての相談窓口

建設課管理係 市役所 4 号棟 1 階

## 土地区画整理事業に関する相談窓口

市街地整備課 市役所 4 号棟 2 階

## 防災集団移転促進事業に関する相談窓口

復興推進課 市役所 4 号棟 1 階



住宅再建に関してはもちろん、その他、分からないことがある場合には、陸前高田市役所被災者支援室まで気軽にお問い合わせください。

❖ このガイドブックに関するお問い合わせ先 ❖

陸前高田市高田町字鳴石 42 番地 5

市役所 4 号棟 1 階 被災者支援室

電話番号 0192-54-2111



被災者住宅再建ガイドブック

平成29年12月発行

編集・発行 陸前高田市復興局被災者支援室

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5

電話 0192(54)2111

陸前高田市HP <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/>

